



2020年10月～2021年3月 講習日程表 R2.11.18

印は日曜祭日 休業日 講習日程は都合により変更する場合がありますので、事前にご確認して下さい <フォークのコースはBコースの1・4日目の2日間です>

講習種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31											
10月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日										
講習種類	Bフォーク																																									
技能講習	車両系・高所・フォークリフト 玉掛け・小型移動式クレーン																																									
月	安全衛生・特別 教育																																									
11月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日						
講習種類	Bフォーク																																									
技能講習	車両系・高所・フォークリフト 玉掛け・小型移動式クレーン																																									
月	安全衛生・特別 教育																																									
12月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日							
講習種類	Bフォーク																																									
技能講習	車両系・高所・フォークリフト 玉掛け・小型移動式クレーン																																									
月	安全衛生・特別 教育																																									
令和3年	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
講習種類	Bフォーク																																									
技能講習	車両系・高所・フォークリフト 玉掛け・小型移動式クレーン																																									
月	安全衛生・特別 教育																																									
1月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
講習種類	Bフォーク																																									
技能講習	車両系・高所・フォークリフト 玉掛け・小型移動式クレーン																																									
月	安全衛生・特別 教育																																									
2月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
講習種類	Bフォーク																																									
技能講習	車両系・高所・フォークリフト 玉掛け・小型移動式クレーン																																									
月	安全衛生・特別 教育																																									
3月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
講習種類	Bフォーク																																									
技能講習	車両系・高所・フォークリフト 玉掛け・小型移動式クレーン																																									
月	安全衛生・特別 教育																																									

フォークリフトA・高所A各コースは、希望に応じ適宜実施致しますので、ご相談下さい。

*各料金は、講習料・教材費(テキスト等)・写真・10%の消費税込です。講習により受講者数がまとまれば、開催日及び出張講習の相談に応じます!!

車両系建設機械(整地用等) 運転技能講習 (機体質量3t以上)				車両系建設機械(解体用) 運転技能講習 (機体質量3t以上)						
コース名/時間・日数	受講資格	受講料	教材他 合計	コース名/時間・日数	受講資格	受講料	教材他 合計			
A/38h・5日	下記資格・経験無	93,000	2,000 95,000	B/5h・1日	車両系建設機械(整地用等)技能講習有	18,000	2,000 20,000			
B/18h・2.5日	自動車免許無・小型車両系経験6ヶ月有	43,000	2,000 45,000	フォークリフト 運転技能講習 (積載荷重1t以上)						
C/14h・2日	大型特殊自動車免許有 又は自動車免許有且つ小型車両系経験3ヶ月有	40,000	2,000 42,000	A/35h・4.5日	下記資格・経験無	33,000	2,000 35,000			
トルコ語コース: E(=B)24.5時間・4日間 ¥58,000, F(=C)19.5時間・3日間 ¥53,000				給 B/31h・4日	自動車免許有・経験無	27,000	2,000 29,000			
小型移動式クレーン 運転技能講習 (1t~5t未満)				C/14h・2日	大型特殊自動車免許有 又は自動車免許有・小フォーク経験3ヶ月有	22,000	2,000 24,000			
給 A/20h・3日	下記資格・経験無	29,000	2,000 31,000	安全衛生教育						
C/16h・3日	クレーン免許有・玉掛け技能講習有	26,000	2,000 28,000	教育種類	日数時間	受講料円	教育種類	日数時間	受講料円	
高所作業車 運転技能講習 (10m以上の高さ)				職長・安全衛生責任者(建設業)	2日14h	14,000	★小型建機(整地)(3t未満)	2日13h	14,000	
A/17h・2.5日	自動車免許無・下記資格無	41,000	2,000 43,000	職長(製造業)	2日12h	14,000	★ローラー運転	2日10h	14,000	
B/14h・2日	免許有orフォークor車両系技能講習有	38,000	2,000 40,000	刈払機取扱者	1日6h	11,000	★新伐木18時間(令和2年3月~)	2日18h	19,000	
C/12h・2日	移動式クレーンの免許or技能講習有	36,000	2,000 38,000	振動工具取扱者	1日4h	8,000	★チェーンソーによる伐木等	2日18h	19,000	
玉掛け技能講習 (1t以上のクレーンでの作業)				特別教育				旧資格は法改正、下記補講を受講で、2年8月~有効		
給 A/19h・3日	下記資格・経験無	23,000	2,000 25,000	左記玉掛け・クレーン運転併合講習は、玉掛け又はクレーン運転のみの単独受講も可能です。玉掛けは1~3日目、クレーンは1・4日受講で単独講習になります。			伐木 補講I [則36条8] 2日2.5h	5,500		
C/15h・3日	クレーン免許有 小型移動式クレーン技能講習有	20,000	2,000 22,000				刈払機 補講I [則36条8の2] 1日5h	10,500		
玉掛け技能講習とクレーン運転特別教育(5t未満の天井クレーン)の併合講習							高所作業車運転	2or1日9h	14,000	
4日	玉掛けは上記と同一、講習はAC同一内容で実施	30,500	4,000 34,500				★クレーン運転(5t未満)	2日13h	14,000	
							研削といし(自由研削)	1日6h	11,000	
							足場/粉じん/酸欠/フルハネス安全帯	1日	10,000	
							石綿建築物等解体	1日4.5h	9,000	

人材開発支援助成金・建設労働者技能実習 建設業事業主様への助成金!!(車両系(整地)・高所・玉掛け・小型移動式クレーンの技能講習★印対象)

*助成金受講は、御予約時「助成金利用」の申告をいただき、受講後申請手続きを行います。提出先は「あいち雇用助成室(愛知県)、ハローワーク(岐阜県)」です

助成金適用の条件は、《中小建設業事業主》で、《雇用保険に12/1000で加入している》こと、《受講者が被保険者である》ことです。

《講習料の6割~(経費助成)》と《6,850円~の日当(賞金助成)》が支給されます。支給申請は、講習終了後2カ月以内に手続きが必要となります。

支給申請に必要な書類の作成は当教習センターにてお手伝いします、予約時に申し付け下さい。

給 ハローワークの教育訓練給付金、フォークリフトB、小型移動式クレーンA、玉掛けAが該当します。(雇用保険支給要件期間3年以上要)